

公立大学法人横浜市立大学医学部看護学科生修学資金貸与に関する規程

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 162 号
最近改正 令和 7 年 5 月 15 日 規程第 42 号

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学医学部看護学科（以下「看護学科」という。）3 年次及び 4 年次に在学する学生のうち、卒業後直ちに、公立大学法人横浜市立大学附属病院又は公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「附属 2 病院」という。）への就職を希望する学生に対し、公立大学法人横浜市立大学医学部看護学科生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、附属 2 病院への就職率の向上を図るとともに、優秀な人材を確保し、もって附属 2 病院の助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）の業務（以下「看護業務」という。）の質的向上を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第 2 条 理事長は、次の各号に掲げる要件を満たす者からの申請により、その者に対し、無利息で修学資金を貸与することができる。ただし、貸与の決定は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 看護学科を卒業した後、直ちに附属 2 病院における看護業務に従事する意思を有する者。
- (2) 成績が優れ、かつ心身が健康である者。
- (3) 附属 2 病院以外の医療機関に就職することで返還免除となる同種の貸与金を他から借り受けておらず、また借り受ける予定のない者。

(貸与額)

第 3 条 修学資金の貸与額は、1 人月額 50,000 円とする。

(貸与期間)

第 4 条 修学資金の貸与期間は、申請時に 3 年次生である者は貸与を決定した日の属する年度の 10 月から、4 年次生である者は貸与を決定した日の属する年度の 4 月から、看護学科を卒業する日の属する月までとする。

(連帯保証人)

第 5 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、独立した生計を営む成年者の連帯保証人 1 人を立てるものとする。

(貸与の中止)

第 6 条 理事長は、修学資金貸与の対象者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、修学資金の貸与を中止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良と認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 同種の貸与金を他から借り受けたとき。

- (6) 虚偽の申込みその他の不正手段によって貸与を受けたとき。
- (7) 前各号のほか、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止等)

第7条 理事長は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、当該事由発生日の属する月の翌月から、復学した日の属する月までの期間（以下「休止期間」という。）、修学資金の貸与を休止する。ただし、休学若しくは停学の期間が1箇月未満の場合又は理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

(返還債務の当然免除)

第8条 理事長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合は、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除するものとする。

- (1) 看護学科を卒業した後、直ちに附属2病院における看護業務に従事する職員となり、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第9条に規定する試用期間を修了した後、引き続き修学資金の貸与を受けた期間（休止期間を除く。）に相当する期間この業務に従事したとき。
- (2) 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、看護業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 理事長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合は、要綱に定めるところにより、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 前条第1項第1号に規定する在職期間中に公務以外の事由により死亡し、看護業務を継続することができなくなったとき。
- (2) 被貸与者本人が、災害、その他やむを得ない事情により修学資金を返還できないと認められるとき。

(返還及び返還方法)

第10条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合、被貸与者及び連帯保証人は、当該事由が生じた日の翌日から起算して90日以内に、貸与された全額を一括で返還しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 第6条の規定により、修学資金の貸与を受けなくなったとき。
- (2) 卒業した後、直ちに附属2病院における看護業務に従事する職員とならなかつたとき。
- (3) 第8条第1号に規定する返還債務を免除される期間の満了前に、附属2病院における看護業務に従事する職員でなくなったとき（同条第2号に該当するときを除く）。

(返還債務の履行猶予)

第11条 理事長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合は、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 卒業する日の属する年度に実施される看護師国家試験（以下「国家試験」という。）に合格しなかった場合において、翌年度に実施される国家試験に合格し看

護師免許を取得する意思を有し、かつ、国家試験合格後直ちに附属2病院における看護業務に従事する意思を有しているとき。

- (2) 看護学科を卒業し、かつ国家試験に合格した後、直ちに保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第20条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した助産師養成所(以下「助産師養成施設等」という。)に進学予定の者で、助産師免許を取得する意思を有し、助産師養成施設等における標準修業年限終了年度に実施される助産師国家試験に合格し、かつ、助産師国家試験合格後直ちに附属2病院における看護業務に従事する意思を有しているとき。
- (3) 看護学科を卒業し、かつ国家試験に合格した後、直ちに横浜市立大学大学院医学研究科看護学科専攻修士課程(以下「本学看護学科専攻修士課程」という。)に進学予定の者で、本学看護学科専攻修士課程修了後直ちに附属2病院における看護業務に従事する意思を有しているとき。
- (4) 災害、その他やむを得ない理由により、定められた期限までに返還できないと理事長が認めるとき。

- 2 第1項第1号における猶予期間は、1年間を上限とする。
- 3 第1項第2号における猶予期間は、進学予定の助産師養成施設等における標準修業年限または2年間のいずれか短い方を上限とする。
- 4 第1項第3号における猶予期間は、本学看護学科専攻修士課程における標準修業年限(2年間)を上限とする。
- 5 第1項第1号、第2号及び第3号の場合、被貸与者が返還債務の履行を猶予している期間終了後、直ちに附属2病院における看護業務に従事したときは、第8条及び第9条を適用する。

(遅延損害金)

第12条 被貸与者及び連帯保証人は、第10条に規定する修学資金を返還すべき日の翌日から起算して2箇月を超えてなお返還しないときは、返還すべき額に加え、別表に定めるところにより、遅延損害金を支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、被貸与者及び連帯保証人がやむを得ない理由により返還を遅滞したと認められるときは、要綱に定めるところにより遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成24年度中に看護学科の3年次又は4年次に在学した学生については、旧規程を適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成28年3月31日以前に看護学科を卒業した学生については、旧規定を適用する。

附 則（令和7年規程第42号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年5月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和8年3月31日以前に看護学科を卒業する学生については、旧規定を適用する。

別表（第12条）

| 遅延した期間 | 遅延損害金 |
|--------------|------------------|
| 2箇月を超える4箇月未満 | 返還すべき額の3%に相当する額 |
| 4箇月以上9箇月未満 | 返還すべき額の5%に相当する額 |
| 9箇月以上15箇月未満 | 返還すべき額の7%に相当する額 |
| 15箇月以上 | 返還すべき額の10%に相当する額 |